

ただより高いものはありません!

(会場に)行かない・貸さない・誘わない



万一のときにはクーリング・オフ(契約の解除)ができます。

消費者相談窓口

秋田県生活センター ☎018 - 835 - 0999
 北秋田地方部県民室 ☎0186 - 62 - 1251
 市役所相談室 ☎49 - 3111 (内線214)

市内各地区や病院前、大型店舗前の歩道などで声をかけられ「無料で雑貨品を配るといので、会場へ行ったけれど、高価なふとんなどを売りつけられてしまいました。断りきれなくなって契約したが支払いが大変なので、どうしたらよいでしょう」などといった相談が市役所相談室に多数寄せられています。

「自分は買うつもりはない、ものをもらうだけだ」という安易な気持ちで会場へ行くのは大変危険です。わずかな景品をもらうために、必要のない高い買い物をしてしまいます。ただより高い買い物はありません。



「通帳を持ってこさせて、金融機関まで業者がついてきて預金をおろして支払った」ケースも。

クーリング・オフ

万一必要でない商品を買ってしまったとき、契約書(申し込み書)を受け取った日から8日以内は無条件で契約を解除できます。

はがき記入例	表	裏
<p>〒000-0000</p> <p>〇〇市〇〇区〇〇町</p> <p>〇〇丁目〇番〇号</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>代表者〇〇〇〇〇殿</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 平成〇〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所</p> <p>担当者 〇〇氏</p> <p>〒〇〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号</p> <p>秋田太郎</p>	<p>右記日付の契約は解除します。</p> <p>なお支払済の〇〇円を返金し、商品を引き取ってほしい。</p>



クーリング・オフするときは必ず書面で。左の例を参考にはがきに記入して、配達記録郵便で販売会社の代表者あてに出すと確実です。クレジット契約をしたときは、クレジット会社へも出しましょう。また、コピーをとっておきましょう。「おかしいな」「どうしよう」と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

とっておきましょう。「おかしいな」「どうしよう」と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

冬に向けてさらに安全運転を!

☎ 生活環境課 ☎49 - 3111 (内線206 247)



ドライバーの皆さん
 夕暮れどきの

“早めのライト点灯”にご協力を。

最近、高齢者の自転車やバイク乗車時の事故が増えています。気温が低下して路面が凍結すると、さらに危険です。自分の運転技術を過信せず、十分注意してください。

また、日が短くなって暗くなるのが早くなっています。ドライバーの皆さんは、事故防止のため夕暮れどきは早めにライトを点灯しましょう。